

# 特定非営利活動法人武藏超音波医理学研究所定款

(平成27年6月15日改定)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人武藏超音波医理学研究所という。

また、英文名をInstitute of Musashi Microsonic Medical-physicsといい、略称をIMMMとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本駒込6丁目13番9-402号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国民ならびに超音波を利用し医療機器の研究開発をする者あるいは利用する者に対して、超音波を利用した医療機器の研究開発並びに知識の交換、情報の提供等を行い、国民の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

2) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1) 特定非営利活動に係る事業

①超音波を利用した医療機器の研究開発

②超音波の医学利用の普及のための啓発

③国民の医療ならびに福祉に関する提言

④内外の関連団体との連絡及び協力

⑤その他目的を達成するために必要な事業

2) その他の事業

①法人内に研究員等の役割分担、研究開発の発表講演セミナー等の活動

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、

その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

1) 正会員・この法人の目的に賛同して入会した個人

2) 賛助会員・この法人の目的に賛同して入会した団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 本人から退会の申出があったとき。
- 2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- 4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この定款等に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事 3人以上10人以内
- 2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の

総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 棚欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

1) 定款の変更

2) 解散

3) 合併

4) 事業計画及び予算並びにその変更

5) 事業報告及び決算

6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

7) 入会金及び会費の額

8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

9) 事務局の組織及び運営

10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日か

ら30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法もって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

3) 審議事項

4) 議事の経過の概要及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

3) 総会の決議があったものとみなされた日

4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1) 総会に付議すべき事項

2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1) 代表理事が必要と認めたとき。

2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求  
があつたとき。

3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日  
以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電  
磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項  
とする。

ただし、緊急の場合については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすること  
ができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ  
による。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ  
いて書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席  
したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること  
ができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記するこ  
と）。

3) 審議事項

4) 議事の経過の概要及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印  
又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、全理事が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をし  
たことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載し  
た議事録を作成しなければならない。

1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

3) 理事会の決議があつたものとみなされた日

4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄付金品及び補助金
- 4) 財産から生ずる収入
- 5) 事業に伴う収入
- 6) その他の収入

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書

類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産手続き開始の決定
- 6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## **第10章 事務局**

(事務局の設置)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事がべつに定める。

## **第11章 雜則**

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 伊東紘一

常務理事 入江喬介

理 事 守屋正

理 事 田川憲男

理 事 谷口信行

理 事 吉澤昌純

理 事 廣田紀男

監 事 大平悦三

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 1,000円

贊助会員 5,000円

(2) 年会費 正会員 2,000円  
賛助会員 30,000円